

(3) 主な重点課題の達成状況一覧

体系1 地域主権時代にふさわしいリーダーシップの確立

改善項目	(1) 自治基本条例の制定 (企画部企画経営室)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>寄せられた市民や関係各位の意見を反映させながら条例案を作成し、広報・ホームページに掲載し、公共施設での配布を行うとともに、まちづくり懇談会の開催や職員の派遣による説明会の開催などにより、市民の意見を反映させる取り組みを行い、早期の条例制定を目指す。</p> <p>また、条例成立後は、リーフレットの作成等により、条例の普及・啓発を進める。また、市制施行55周年と自治基本条例の施行を踏まえ、平成17年11月に「みたか自治シンポジウム」の開催を検討する。</p>		<p>平成16年度から、自治基本条例の制定・普及・啓発</p>
平成18年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成18年4月に、自治基本条例の施行にあわせて、パブリックコメント手続条例と市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例を施行した。自治基本条例の普及・啓発を行うため、4月30日に広報特集号を発行するとともに、平成19年2月には、自治基本条例ハンドブックを作成した。</p> <p>また、地方自治法の一部改正を踏まえ、自治基本条例の副市長等の規定の改正を3月議会に提案・公布した。</p>		

体系2 市民満足度向上に向けた取り組み

改善項目	(1) 廃園後の市立幼稚園施設を活用した子育て支援施設の開設 (健康福祉部子育て支援室、教育部学務課)	
改善の取り組み概要		年次計画
<p>平成14年第2回(6月)市議会定例会にて三鷹市立学校設置条例の改正を行い、大沢台幼稚園を平成16年度末、ちどり幼稚園を平成17年度末、こじか幼稚園を平成18年度末にそれぞれ廃止することとした。廃園後の施設については、平成16年9月に策定した「幼稚園廃園後の施設活用の基本方針」に基づき、保育園をベースとしながら、総合的な子育て支援施設とする。保育機能、ひろば機能(相談・交流事業等の実施)、幼児教育機能などの機能を、3施設の地域特性等を考慮しながら設定する。保育園の運営については、公設民営を含め、検討を進める。また子育て支援の質を確保するための仕組みづくりを行う。</p>		<p>平成16年度までに、大沢台幼稚園廃園(3月31日)</p> <p>平成17年度までに、ちどり幼稚園廃園(3月31日)</p> <p>平成18年度までに、こじか幼稚園廃園(3月31日)、保育園開園1か所</p> <p>平成19年度までに、保育園開園1か所</p> <p>平成20年度までに、保育園開園1か所</p>
平成18年度までの実績と取り組み効果		
<p>親子ひろばを併設した大沢台保育園(定員40人、公設民営)を平成18年4月に開設。平成17年度末に廃園した旧ちどり幼稚園については、幼児教育機能を強化したちどりこども園(保育定員43人、幼稚園タイプ30人、公設民営)として、運営を(社福)三鷹市社会福祉事業団に委託し、平成19年4月に開設した。平成18年度末に廃園した旧こじか幼稚園については、こじか保育園(仮称)整備事業及び運営に係る基本方針を、パブリックコメント手続きを経て平成19年3月に策定し、今後、整備事業を進めていく。(定員54人、公設民営)</p> <p>保育の質を確保しながらその効率的運営を図る方策として、市職員を委託事業者に派遣し、継続性・質を確保しながら公設民営保育園を新設する新しい公設民営化方式により、平成19年4月よりちどりこども園及び西野保育園の運営を開始した。</p>		

改善項目	(2) 駅市政窓口の移転に伴うサービスの拡充と日曜オープン（市民部市民課）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	<p>駅市政窓口の移転を契機とし、戸籍事務の電算化、基幹系システムの更新、電子総合窓口の機能の開発、窓口事務処理体制の見直し等により、窓口取り扱い事務の拡大(印鑑登録、住民異動処理、戸籍証明の直接発行など)を行うとともに、日曜日にもオープンすることにより、市民サービスの向上を図る。</p> <p>なお、他の市政窓口についても委託化の検討を行う。</p>	<p>平成 16 年度までに全体構想の検討、戸籍システムの開発、基幹系システムの開発</p> <p>平成 17 年度までに、駅市政窓口の移転、電子総合窓口の機能の開発、窓口取り扱い業務の拡大、日曜オープンの実施</p> <p>平成 18 年度から委託業務の拡大</p>
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	<p>平成 17 年 6 月に駅前市政窓口を開設した。9 月からは、印鑑登録や転入処理事務を実施し、戸籍証明発行については 11 月から実施した。また、11 月から第 2・第 4 日曜日に窓口をオープンし市民サービスの拡充を図った。さらに、平成 18 年 10 月からは第 3 日曜日にも窓口をオープンした。</p>	

改善項目	(4) 「電子自治体」構築の取り組み（企画部情報推進室）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	<p>電子自治体の構築に向け、庁内業務の基幹となるシステムの電子化を推進するとともに、電子申請、公共施設予約等システム、戸籍事務の電子化、統合型地理情報システムなどの整備を推進し、市民満足度の向上及び簡素で効率的な行政運営の実現に取り組む。</p>	<p>平成 16 年度からシステムの整備・拡充</p>
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	<p>平成 17 年度までに 庁内業務の基幹となる、基幹系システムの再構築、総合文書管理システムの構築を図るとともに、電子申請サービスを開始、戸籍システムの開発を実施した。これらにより、行政事務の効率化を図るとともに、申請等手続の多様化、窓口業務時間の延長等を実現した。</p> <p>また、平成 18 年度には、人事・給与システムの再構築を実施するとともに、統合型地理情報システムの導入及び財務会計システムの再構築に向けた仕様の検討・調整を行った。平成 19 年度にはこれらに基づき、システムの導入・再構築を行い、電子自治体構築に向けた取り組みを進める。</p>	

改善項目	(5) 各種審議会等委員の公募制等の拡大（総務部職員課等）	
	改善の取り組み概要	年次計画
	<p>自治基本条例の制定に合わせ、審議会等の会議に一定の公募枠を設けるよう取り組みを進める。また、委員の男女の比率、年齢構成、選出区分が著しく不均衡にならないようにするとともに、委員の多選や複数の委員会の委員の兼任を避けるよう引き続き取り組む。</p> <p>次の審議会等を始めとして公募枠の設定に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護委員会（総務部相談・情報センター） ・ 商工振興対策審議会（生活環境部生活経済課） ・ 社会教育委員・文化財専門委員(平成 18 年 4 月 1 日から文化財保護審議会委員)・公民館運営審議会委員・図書館協議会委員（教育部生涯学習課） 	<p>平成 16 年度までに検討</p> <p>平成 17 年度から検討・対応</p>
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	<p>市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準を策定し、平成 18 年 4 月から実施した。この基準により、男女委員の構成比、公募枠の設置、在任年数制限等を規定し、協働のまちづくりを推進していく取組方針を定めた。</p> <p>平成 18 年度には、この基準を広く周知し基準遵守の徹底を図るとともに、各種審議会等委員の選任状況の調査を行った。また、担当部署に対し、委員選任に先立ち、職員課に委員の選任状況の確認を行うことを義務付けて、基準遵守の確保に努めた。その結果、公募委員を選任している審議会等の割合は、約 3 割から約 4 割に増加した。</p>	

改善項目	(6) パブリックコメントの推進（企画部企画経営室）	
	改善の取り組み概要	年次計画
	自治基本条例の制定にあわせて、重要な条例や計画の制定等に当たり、市民の意見を聞き、成案に反映させるパブリックコメント手続きの制度化を行う。制度化を通し、説明責任の明確化や統一的な手続きの確立を行い、さらなるパブリックコメントの推進を図る。	平成 16 年度までに検討 平成 17 年度から検討・対応
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	自治基本条例とともに、平成 18 年 4 月にパブリックコメント手続条例を施行した。市のホームページに、パブリックコメントのコーナーを新たに設けるとともに、市のホームページの市民向けトップページにパブリックコメントの項目を設け、パブリックコメント制度の説明とともに、全ての案件の一覧を掲載した。 平成 18 年度の実績(平成 19 年 3 月末までに終了したもの)としては、13 件の案件に対して 460 件の意見が提出された。	

体系3 戦略的な事業展開に向けた仕組みの確立

改善項目	(2) 基幹系システムの再構築と電子計算組織全体最適化の推進（企画部情報推進室）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	平成 16 年度から 18 年度にかけてホストコンピュータを中心とした基幹系システム 20 業務 27 サブシステムの再構築を図るとともに、文書管理及びグループウェアシステムの整備を図る。その実施に当たっては、再構築するシステムの全体の最適化を図ることとする。具体的には、業務ごとにデータベースを持つのではなく全体で 1 つの共通データベースにすることにより、業務ごとに必要であった修正が 1 つで済むようにし、コストや時間の軽減を図る。 こうした考え方 = EA (Enterprise Architecture) に基づき、今後予定される現システムの再構築や新規システム導入時のベースとするとともに、調達や委託管理などの通常業務においても最適化を推進する。	平成 16 年度から、基幹系システムの再構築・調査研究 平成 17 年度から、EA の推進
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	全体最適化 (EA) の考えに基づき、基幹系システムの再構築事業者を初期コスト及び経常コストまでを考慮し、複数事業者からの比較提案方式により選定した。この事業者とともに基幹系システムの再構築作業に取り組み、平成 17 年秋の第 1 次稼働をはじめとして、平成 17 年度内に再構築作業を完了した。また、同様の手法により、総合文書管理及びグループウェアシステムの整備を行った。 平成 18 年度は基幹系システムの稼働に伴い不要となった旧ホストコンピュータ及び関連機器の撤去を行った。さらに、EA の考えに基づき、人事・給与システムの再構築を行った。	

改善項目	(3) 政策法務能力の充実強化（総務部政策法務課）	
	改善の取り組み概要	年次計画
	<p>提出議案等の年間計画を作成するとともに、これに基づき政策法務課職員と各担当部課職員とが政策の原案策定の段階から計画的に共同検討を行う。</p> <p>また、政策法務課職員、各部の調整担当職員（文書審査を担当する文書主任）や、各課筆頭係長など、各部課のキーパーソンである職員に対して、基礎から応用までの実践的な内容で政策法務演習を実施する。</p>	平成 16 年度から検討・対応
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	<p>平成16年度から提出議案の年間計画を作成することにより、各部課との議案の共同検討を計画的に実施している。</p> <p>また、地方分権の推進や説明責任が求められる中、職員の政策法務能力の向上を図るため、主任職等の職員を対象とした政策法務演習を平成16年度から実施している（平成18年度・受講者32人・受講時間18時間）。</p> <p>職員の政策法務能力の向上を図るとともに、議案の作成やパブリックコメント手続への対応に関し、政策法務の観点から共同検討を行う事例が増え、市民ニーズに的確かつ適法に応える体制の確立に向けて取り組みを進めている。</p>	

体系4 新しい政策に対応する新組織の整備

改善項目	(1) 経営本部体制の拡充（企画部企画経営室）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	<p>経営本部・調整担当部長は平成 16 年 4 月 1 日に設置済みである。</p> <p>プロジェクト調整会議において、政策課題の実施方策の検討及び提案を行い、各部懸案事項の情報の共有を図る。また、プロジェクト調整会議を定期的を開催し、各プロジェクト・チームの進捗状況の報告を求めることにより、進行管理を徹底する。</p>	<p>平成 16 年度に、経営本部・調整担当部長の設置</p> <p>平成 17 年度から、推進体制の整備</p>
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	<p>各部から提案された政策課題について全庁的に検討を行うため、平成 17 年度から継続した 13 チームに加え、平成 18 年度中に 5 チームを新たに設置した。各チームの目的の達成に向け、個別課題について検討・推進を図るとともに、プロジェクト調整会議を開催して、進捗状況の把握に努めた。</p>	

改善項目 (2) 組織の見直し(企画部企画経営室)	
改善の取り組みの概要	年次計画
基本計画の最重要・重点プロジェクト等を推進するため、組織の改編や横割り組織の設置等について検討し、柔軟で機動的な組織づくりを行う。新たな事業の展開への対応や現状の部構成を越えた事業への対応など、新しい課題に即応する組織の見直しを検討する。具体的には、訴訟事務や事故などに対する法的な支援を行う訟務担当の設置などについて検討する。	平成 16 年度に組織改正の実施 平成 17 年度から検討・実施
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
平成 18 年 4 月 1 日付けで組織改正を行い、総務部管財課車両係を廃止し、同課管理係に移管した。また、水道部工務課漏水防止係を廃止し、同課給水係に移管した。 地方自治法改正にともなう組織改正について検討を行った他、組織の簡素化を図りながら、新たな課題に対応した組織づくりを行うための検討を引き続き行った。	

改善項目 (4) 市民協働センターの運営(生活環境部コミュニティ文化室)	
改善の取り組みの概要	年次計画
市民協働センター(平成 15 年 12 月開設)は、これからの地域社会のあり方として、市民とともに、アイデアを生み出し、ともに事業を進める拠点施設を目指している。公募市民を含めた企画運営委員会(平成 16 年 7 月設立)において、次の事項について検討を進める。 1 市民協働センターの公設協働運営の方法(市民協働センターは、開設以来、市が運営しているが、概ね 3 年後を目途に市民・NPO・市民活動団体等による公設協働運営を目指すこととする。) 2 「新しい公共」の分野における市民と行政との協働事業推進(協働事業の公募・NPO等の企画提案へのサポートなど)のあり方 3 市民活動支援のために、NPO等市民活動支援ファンドの創設等を含めた助成制度のあり方 4 まちづくりに関する市民参加の窓口機能(まちづくりに関する調査・研究、市民参加の支援策など)の促進策	平成 16 年度に、企画運営委員会設立 平成 17 年度から 18 年度に、市民協働センターの協働運営の検討 平成 19 年度に、市民協働センターの協働運営の開始 平成 20 年度から、市民協働センターの協働運営
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
1 市民協働センターの協働運営のあり方についての検討結果報告書は、企画運営委員会から三鷹市に提出された(平成 18 年 12 月)。協働運営の具体的な体制として、市民スタッフ及びコーディネーターの機能や役割について検討した。 2 これまでの市民参加の歴史を踏まえたうえで、参加のきっかけのなかった人にも働きかけをし、市民の声をまちづくりの参考にすることを目的に「みたかまちづくりディスカッション 2006」を開催した。 3 市民協働センター企画運営委員会を中心に「市民の協働推進ハンドブック～市民協働センターを拠点とした～」の検討を進め、利用者の意見も入れて作成した(平成 19 年 3 月)。	

改善項目	(5) 「多摩地区水道経営改善基本計画」に基づく都営水道事業事務委託方式の解消（水道部業務課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>平成 24 年度からすべての業務を東京都水道局へ移行し、事務委託方式を解消するため、平成 16 年度から平成 23 年度までの 8 年間に人員の計画的な削減を行う。今後東京都水道局が実施する多摩地区水道の効率化の方策に合わせて人員削減を検討するとともに、市民サービスの低下を招くことのないよう十分留意する。</p>		<p>平成 18 年度に係の見直し 平成 19 年度に係の見直し等</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果		
<p>三鷹市との協議に基づき、平成 18 年 3 月、東京都において「水道業務移行計画(三鷹市)」が策定され、この計画に沿って、年次別に業務部門ごとの外部委託や人員削減を進めている。平成 18 年度は、工務課漏水防止係を給水係に統合するとともに、平成 19 年度に向けて「多摩お客さまセンター」への窓口業務の移行、浄水所の維持管理業務の事務委任等について検討を行った。</p>		

体系5 人財育成制度の改善と適正配置の実施

改善項目	(2) 人事任用制度の見直し（総務部職員課）	
改善の取り組み概要		年次計画
<p>人事任用制度に関する職員アンケートを実施し、分析結果を人事考課制度及び昇任昇格制度の見直しへ反映し運用していく。同時に、「人財育成基本方針」に基づき、男女平等や次世代育成支援の視点を取り入れた人財育成を効果的に進めていく組織環境を整備する。</p> <p>制度の見直しについては、全庁的に組織されている職員研修委員会メンバーにより検討作業を進め改正案を作成し、経営会議等を通じて見直し内容を確定し、平成 16 年度以降の人事考課制度及び昇任昇格制度実施への反映を図る。</p>		<p>平成 16 年度に、職員アンケート実施と制度見直し・運用 平成 17 年度に、人財育成システムの試行と連動した人事任用制度の運用 平成 18 年度に、人事任用制度の運用拡大(人事考課結果の開示等) 平成 19 年度から継続実施</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果		
<p>人財育成と能力開発が直結した評価と処遇の制度として、人事考課と昇任昇格選考を実施した。考課者がこれらの制度に適切に対応できるよう、考課者研修を行った。</p> <p>平成 18 年度には、人事考課結果の本人開示と昇任昇格選考の採点結果の本人開示項目の拡大を実施し、制度の透明性を高めることにより、制度の信頼性を高めた。</p>		

改善項目 (3) 給与等の見直し(総務部職員課)	
改善の取り組み概要	年次計画
<p>平成 16 年度については、主に退職手当及び昇給停止年齢の見直しを行う。また、人事院勧告、東京都人事委員会勧告に基づく年次の給与改定は、従前どおり今後も行っていく。</p> <p>さらに、今後の人事制度の見直しとも連動させて、勤務実績を的確に反映させ、働きに見合ったより納得性の高い給与制度とする。</p>	<p>平成 16 年度に年次の給与改定、退職手当、昇給停止年齢等の見直し</p> <p>平成 17 年度に年次の給与改定、制度検討、研究(人事制度の見直しに連動して導入)</p> <p>平成 18 年度から継続実施</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
<p>平成 17 年度の年次の給与改定を東京都に準じた内容で行うとともに、国における給与構造改革への対応の一環として、いわゆる枠外昇給制度を廃止した。また特殊勤務手当を大幅に見直し、8 種 14 項目を 4 種 7 項目に改正し手当額を約 9 割削減した。</p> <p>平成 18 年度には、給与構造改革への対応として給料表の 4 分割化を行い、平成 19 年 4 月から昇給を年 1 回の実施とした。</p>	

改善項目 (4) 職員のキャリアを醸成する人財育成システムの構築(総務部職員課)	
改善の取り組み概要	年次計画
<p>人事任用制度に関する職員アンケートを実施し分析結果をもとに人事任用制度の見直しを行い、平成 16 年度の制度実施から反映させていく。</p> <p>人財育成を推進する OJT 環境として、系統的に職員の資質・能力を高め、スペシャリスト人財やゼネラリスト人財を育成していくための基盤整備を推進していくとともに、職員が職務分析を通して求められている資質・能力を必要ときに習得していく手段として、適切なタイミングで活用できる能力開発コースや教育・研修体系を構築していく。</p>	<p>平成 16 年度に、教育・研修体系の見直しと能力開発コースの検討</p> <p>平成 17 年度から平成 19 年度まで、部門ごとの職務分析とモデルシステム設計、能力開発コースの試行</p> <p>平成 20 年度に、人財育成システム本格導入</p> <p>平成 21 年度から継続実施</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
<p>平成 17 年度から、キャリア開発をサポートするキャリア・ビジョン研修を 5 年周期の必須研修として実施するとともに、個人単位のキャリア目標追求と能力発揮を促進するために、チャレンジ選択研修メニューを整備し、職員に提供している。あわせて、平成 16 年度から開始したキャリア目標達成に向けた個別相談会については、平成 17 年度からは相談受付の対象を考課者の人財育成に係る手法に関する内容にまで拡大して実施している。また、若手職員のキャリアデザイン構築に向け、10 年間で 3 か所の職場で体験させ、本人の適性を検証する「ジョブローテーション」の実現に向けた人事異動を行った。</p> <p>さらに、平成 17 年度に実施した職務分析を通じて各部署で必要とされる資質・能力を調査し、その結果、平成 18 年度に能力開発研修、通信教育のメニューにおいて、課題発見・課題解決力、人財活用力、マネジメント力、調整力、接遇・対人関係能力、体力・メンタルな強靭さ等に対応するものを充実させた。また、外部セミナー等派遣研修については、予算編成時に、各部署から提出された研修計画書の中から、より専門スキル向上の度合いが高いコースを優先して実施することとした。</p>	

改善項目 (5) 時間外勤務の縮減 (総務部職員課)	
改善の取り組み概要	年次計画
1 各課単位で職務分析を行い、時間外勤務時間の削減計画(目標削減時間と財政効果及びその対象となる業務等)を立てる。 2 削減による財政効果の1/2の経費を原資に、嘱託員又は臨時職員を配置する。(例:現在の目標(実績)が1,000時間の場合、これを半減する500時間を達成 目標とし、250時間分を経費換算(時間外勤務単価の平均により算出)した嘱託員等の配置を行う。) 3 翌年度に時間外勤務時間の削減効果を検証するとともに、改善について所属職員の満足度を調査する。 4 対象職場の拡大と継続的な実施 自らの業務を見直すことで、時間外勤務を減らすことが可能になるという点で、自発的な改善が期待できる。対応する業務の整理に一定の時間を要する職場等があることから、直ちに対応可能な職場を中心に試行し検証を行う。	平成17年度に対象職場の選定 平成18年度に施行 平成19年度に対象職場の拡大 平成20年度から継続実施
平成18年度までの実績と取り組み効果	
職務分析を試行する対象部署を選定するため、平成17年度に事前調査等を行った。 平成18年度には、その調査に基づき、実施対象部署を5部6課に定め、7人の嘱託員を配置することで事務の効率化とワークシェアリングの推進、時間外勤務の縮減による職員の健康保持を図った(縮減時間約4,000時間)。半年を経過した時点での成果により、次年度継続実施の適否の判断を行うとともに、次年度の拡大実施対象部署6部9課の選定を行った。	

体系6 コスト削減と歳入確保に向けた工夫

改善項目 (1) 公共施設の省エネルギー対策の推進 (生活環境部環境対策課)	
改善の取り組みの概要	年次計画
「芸術文化センター」、「環境センター」、「東部下水処理場」については、平成16年度末までに工事が終了し、平成17年度からESCOサービスを開始する。ランニングコストの削減とエネルギー削減は平成17年度から行われる。 ESCOサービス料は、契約期間内はコスト削減分から支払うこととなる。契約期間終了後は、コスト削減分が市の利益となる。なお、契約期間内は、ESCOサービス料以上の削減保証があるため、市に財政的負担は発生しない。 また、平成15年度までに詳細診断を実施した図書館本館等の新たな3施設は、調査結果を踏まえ、事業化をするか判断を行い、平成17年度にプロポーザルの実施を検討する。	平成16年度までに、ESCO契約(芸術、環境センター、下水処理場) 平成17年度までに、ESCOサービスの開始、プロポーザルの実施 平成18年度までに、ESCO契約 平成19年度までに、ESCOサービスの開始
平成18年度までの実績と取り組み効果	
平成17年4月より、芸術文化センター、環境センター、東部下水処理場の3施設のESCOサービスを開始し、一定のランニングコストの削減とエネルギーの削減が達成された。ただし、東部下水処理場は削減の達成ができなかったことから、平成18年10月にESCO事業者の負担による新たな対策を講じた。	

改善項目 (3) 入札制度の改善（総務部管財課）	
改善の取り組み概要	年次計画
<p>平成 17 年 4 月から電子調達システム（電子入札サービス・電子入札資格審査サービス（平成 16 年度一部実施）・入札情報サービス）を導入する予定である。</p> <p>この電子調達システムの導入とともに、制限付一般競争入札の範囲拡大、郵便入札の導入など、入札制度の透明性、公平性、競争性などの向上を目指した入札改革を実施する。特命随意契約については、業務の内容等の詳細な検討など引き続き必要な見直しを実施していくこととする。</p>	<p>平成 16 年度までに、電子入札資格審査サービスの実施・郵便入札試行開始</p> <p>平成 17 年までに、電子入札の一部導入・制限付一般競争入札の範囲拡大など</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
<p>電子調達システムの導入については、平成 16 年度に資格審査サービスを、平成 18 年度には入札情報サービスを開始した。また、工事案件については平成 17 年度に市内事業者を対象とした電子入札シミュレーションを実施し、18 年度に電子入札への完全移行が完了した。さらに 18 年度は物品購入や委託等の案件について電子入札シミュレーションを実施のうえ、電子入札の一部導入を図った。</p> <p>入札制度改革については、平成 18 年 1 月に地域要件の緩和、工事成績や社会貢献度の入札条件への反映などを内容とする制度の見直しを実施し、平成 18 年度からその内容に沿った入札を実施するとともに、効果について検証している。</p> <p>特命随意契約については、平成 12 年度以降見直しを継続中である。</p>	

改善項目 (5) コミュニティバス運行の見直し（都市整備部道路交通課）	
改善の取り組みの概要	年次計画
<p>市内をスムーズに移動するためには、路線バスとコミュニティバスが連携した交通ネットワークの構築が不可欠であり、それぞれの役割分担と連携のあり方を明確にする中で、コミュニティバス運行の見直しを行う。見直しにあたっては、既存ルートの見直しや新ルートの開設について検討するとともに、平成 14 年度に西部ルートに導入した乗り継ぎ運賃制度（割引制度）の拡充やバス乗り継ぎステーションの整備、さらに適切な運行間隔の確保、低料金化についても検討する。</p>	<p>平成 16 年度から見直し・運行</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
<p>平成 18 年度は、10 月に策定したコミュニティバス事業基本方針に基づき、第一期見直しモデルゾーンである北口ゾーンで、武蔵野市とムーバスの共同運行を開始するとともに、北野ゾーンでは、小型車両による小循環の実証運行を開始した。同じく見直しモデルゾーンの新中ゾーンについては、継続的に協議を行っている。</p>	

改善項目 (6) 市税収納率の向上（市民部納税課）	
改善の取り組みの概要	年次計画
<p>これまで実施してきた収納向上対策のほか、平成 16 年度から全国に先駆けて実施した軽自動車税のコンビニエンスストアにおける市税収納事務委託を、市民税や固定資産税に拡大することを検討するとともに、マルチペイメントネットワークシステムの活用による納付機会の拡大を検討する。また、基幹系システム再構築において滞納整理業務をシステム化する中で、電話催告システムの導入の検討や東京都との連携による収納率向上対策の実施など、市税の納期内納付率及び収納率の向上を目指す。</p>	<p>平成 16 年度から、収納率の向上</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
<p>基幹系システム再構築において新たに電話催告システムを導入し、市税の納期内納付の推進を図った。平成 18 年 1 月～2 月に東京都職員の派遣を受け、共同で徴収事務を行い、職員の資質の向上並びに徴収業務のノウハウを取得し、収納率向上を図った。また、コンビニ収納については、軽自動車税に加え、個人市民税・都民税、固定資産税・都市計画税の収納を平成 19 年度より開始することとし、マルチペイメント導入の検討を引き続き行った。</p>	

改善項目 (7) 国民健康保険税収納率の向上 (市民部保険課)	
改善の取り組みの概要	年次計画
1 新規加入者への口座振替の徹底勧奨を図る。 2 現年度分未納者への早期対応を行う。 (嘱託職員による電話催告、訪問徴収) 3 滞納処分の強化等を図る。 4 夜間・休日窓口の開設を実施する。 5 基幹系システム再構築において、滞納整理業務をシステム化の中で、電話催告システムの導入及びコンビニ収納の実施方法・時期を検討する。	平成 16 年度から、収納率の向上
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
1 については、加入時における口座勧奨の徹底を図り、2 についても、収納嘱託員の業務見直しにより、より早期からの電話催告を中心とした取り組みに変更し、現年収納率の向上に寄与した。3 についても、滞納整理の事前調査を専門とする担当を置くことでより効果的な多数の財産調査を達成でき、その結果 17 年度に比べ格段の滞納整理を推進することができた。4 については昨年度に比べ夜間・休日窓口の日数を拡大した。さらに、5 のコンビニ収納については、19 年度の実施に向け、具体的準備に取り組んだ。	

改善項目 (8) 川上郷自然の村の管理運営の改善 (教育部総務課)	
改善の取り組みの概要	年次計画
平成 14 年度に川上郷自然の村あり方検討委員会を設置して、改善策を報告書にまとめた。これに基づき、平成 16 年度から小学校自然教室を 2 校合同実施として一般利用期間を拡大し、また施設周辺ガイドを作成して市内及び四市行政連絡協議会構成市を中心に PR 活動を展開した。このため、平成 16 年度上半期の利用者数は前年度比 23% 増となり、一定の成果があがっている。 さらに利用者数の増を目指すため、現在の四市行政連絡協議会構成市を超えた利用者範囲の拡大を検討するとともに、施設の老朽度調査を実施し、今後の改修計画を立てていく。 これらの取り組みの効果を検証しながら、積極的な PR 等さらなる改善策を検討する。 なお、指定管理者制度を活用した運営も視野に入れた改善策も検討する。	平成 16 年度から、改善策の検討・PR 活動の積極的展開
平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
川上郷自然の村の利用者拡大については、平成 18 年 4 月からの指定管理者制度移行による経営努力や、市内と四市行政連絡協議会構成市をはじめ、関東・中部地域等幅広く PR 活動を展開したことにより、平成 18 年度の一般利用者は 8,219 人、対前年度比 943 人 (13%) 増、使用料収入は 29,589,200 円、対前年度比 458.7 万円 (18.3%) 増となり、大きく成果が上がった。(アクションプラン作成前平成 15 年度比で見ると、一般利用者は 2,380 人 (40.8%) 増、使用料収入は 927.8 万円 (45.7%) 増。)	
施設老朽度調査については平成 17 年度に実施し、改修工事 5 箇年計画を立て、平成 18 年度は初年度として、もみの木広場、外階段等改修工事を実施した。	

改善項目	(9) ごみの減量・資源化の推進と家庭系ごみ有料化の検討 (生活環境部ごみ対策課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>ごみ処理総合計画 2010 の排出抑制計画、資源化計画などに基づき、ごみ減量・資源化を推進する。</p> <p>主な取り組みは次のとおり</p> <p>1 平成 17 年 2 月より実施の新たな分別収集方式により、さらに資源化を推進する。</p> <p>2 平成 16 年 7 月よりごみ減量・有料化検討市民会議を立ち上げ、ごみ減量施策と家庭系ごみ有料化について市民とともに検討する。</p>		<p>平成 16 年度から新たな分別回収</p> <p>平成 16 年度から 17 年度までに、ごみ減量・有料化検討市民会議設置</p> <p>平成 16 年度から 19 年度までに、家庭ごみ有料化の検討・準備・実施</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果		
<p>さらなる資源化のため、平成 17 年 2 月よりペットボトル、プラスチック類、雑紙の分別収集を実施し、前 1 年間の比較で「燃やせるごみ」3,443t、「燃やせないごみ」4,432t の減量となり、ごみ総量として、約 17%減量した。また、平成 16 年 7 月よりごみ減量・有料化検討市民会議を立ち上げ、ごみ減量施策と家庭系ごみ有料化について市民とともに検討し、平成 17 年 4 月に検討結果の答申を得た。なお答申では、有料化にあたっては市民生活への影響を考慮するとともに、新しい分別収集の成果を検証しながら慎重に進めることが望ましいとの考えが示されている。</p> <p>平成 18 年度は、ごみ減量・資源化のより一層の推進のため、減量キャンペーンを拡充して実施し、また新しい分別収集の成果やごみ処理経費などを広報やホームページにより市民に周知した。ごみ総量として平成 18 年度は平成 16 年度と比較して 17.8%の減量となり、現状維持となった。</p>		

体系7 民営化・委託化一層の推進と協働領域の拡大促進

改善項目	(4) 指定管理者制度の導入（総務部政策法務課）	
改善の取り組み概要		年次計画
<p>プロジェクト・チームの指定管理者制度検討チームにより、指定管理者制度の導入にあたっての課題を明らかにし、検討を行うとともに、同制度の導入に関する方針を定める。</p> <p>また、策定した方針に基づき、平成 17 年度中に条例の整備を行ったうえで、平成 18 年 4 月 1 日を目標に指定管理者制度の導入を図る。</p> <p>なお、各公の施設における指定管理者の選定にあたっては、市民満足度向上の観点から、十分検討を行う必要がある。</p>		<p>平成 16 年度までに検討</p> <p>平成 17 年度までに検討・対応</p> <p>平成 18 年度までに導入</p>
平成 18 年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成 16 年 6 月から職員のプロジェクト・チームである「指定管理者制度検討チーム」において、指定管理者制度の導入に関し検討を行い、平成 17 年 5 月に「指定管理者制度検討チーム報告書」を作成した。これを受け、同年 5 月に市において「三鷹市指定管理者制度導入の基本方針決定」を定め、これに基づき、条例の整備、各公の施設の指定管理者の指定等を行い、平成 18 年 4 月より指定管理者制度に全面的に移行した。「箱根みたか荘」に指定管理者制度を導入するなど、公の施設の有効利用による市民福祉の増進を図ることができた。</p>		

改善項目	(6) 「三鷹ネットワーク大学[インキュベート施設] (仮称)」 の設立 (企画部企画経営室)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>「三鷹ネットワーク大学[インキュベート施設] (仮称)」は、三鷹市内及びその周辺における地域資源を活用し、様々な「知的創造の場」の形成とネットワーク化を図ることにより、市民生活の向上に資する新しい技術やシステムを開発し、都市活力の再生と充実した生涯学習の機会を提供することを目的とし、市民や教育・研究機関、企業者・事業者、三鷹市による「民学産公」の協働で推進する、市民に開かれた「知的創造の場」のネットワークとして、教育・学習機能、研究・開発機能、窓口・ネットワーク機能の3つの機能を有する推進主体としてNPO法人などを検討のうえ設立する。</p> <p>また、まちづくり総合研究所の設置を行うとともに、職員研修の実施について検討する。</p>		<p>平成16年度までに「あすのまち・三鷹」推進協議会で一部試行的に開講 平成17年度までに開講 平成18年度から参加大学のカリキュラムにあわせて本格開講</p>
平成18年度までの実績と取り組み効果		
<p>「教育・学習」機能の大きな柱となる各種講座の実績については、71講座394コマを実施し、申込者は延べ6,053人となった(当初目標:120講座10,000人)。また、企業・自治体研修事業の一環として、三鷹市の職員研修を市と協働で実施した。</p> <p>「あすのまち・三鷹」推進協議会の活動を継承した「研究・開発」事業については、「民学産公」協働研究事業を8件実施したほか、ビジネスインキュベート事業として起業家向け講座・サロン等を7講座23コマ実施した。また平成17年度に引き続き、経済産業省受託事業「地域自律・民間活用型キャリア教育事業」に取り組んだ。</p> <p>「窓口・ネットワーク」機能では、eラーニング関連の取り組みとして、NTT等が実施した「講義映像コンテンツ配信共同実験」に参加したほか、三鷹市、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構、株式会社まちづくり三鷹の三者が協働して団塊の世代向け事業を実施した。</p>		

改善項目	(7) 安全安心・市民協働パトロール体制の整備 (生活環境部安全安心課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>平成15年12月より実施している職員による安全安心パトロールを行い、第2段階である市の委託業者、第3段階である市民ボランティアの協力を得て、安全安心・市民協働パトロールを実施している。今後、このパトロールの市全域への拡大を進めるとともに、ネットワーク化を図り、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に取り組む。また、安全安心パトロール車による夜間巡回パトロールを実施する。</p>		<p>平成16年度までに、安全安心・市民協働パトロール体制の整備 平成17年度から、安全安心・市民協働パトロールの拡大・運用</p>
平成18年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成17年4月から安全安心パトロール車を2台に増やし、夜間パトロールも実施した。安全安心・市民協働パトロールの参加者は、町会自治会等26団体898人、事業所等16団体(100事業所)でボディパネル装着車270台となり、総合的な安全安心体制の中核となる安全安心・市民協働パトロールの拡充を図ってきたところ、犯罪発生件数が大きく減少した。また、平成18年6月からは市の関係部署や警察等で構成する緊急情報連絡会等を設置して警察等の関係機関との連携を強化した。</p>		

改善項目	(8) 東部下水処理場の流域下水道への編入（都市整備部下水道課）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	<p>現有施設の更新時期を勘案し、費用対効果や水質の向上の観点を踏まえ「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」との整合を図りながら単独処理区にある東部下水処理場の東京都流域下水道等への編入に向けて都と協議していく。</p> <p>なお、三鷹市と同様に単独処理区を持つ八王子市・立川市も「検討会」を設置し、編入に関する検討を行っている。</p>	<p>平成 16 年度までに、三鷹市単独処理区を流域下水道に編入する計画の策定</p> <p>平成 17 年度から 20 年度までに、関係者協議</p> <p>平成 21 年度から事業着手</p>
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	<p>三鷹市単独処理区の流域下水道編入に関する検討会において、検討会 1 回、専門部会 1 回を開催し、報告書のとりまとめを行った。</p> <p>また、編入(流入)先について市の方針決定を行った。</p>	

体系8 情報の共有とセキュリティの追求

改善項目	(1) 各種審議会等の会議公開制度の確立（総務部相談・情報センター）	
	改善の取り組み概要	年次計画
	<p>会議を原則公開とした場合の対応方法や課題等を検討し、自治基本条例(仮称)の制定にあわせ、各種審議会等の会議公開制度の具体的な確立を図る。</p>	<p>平成 16 年度までに検討</p> <p>平成 17 年度から検討・対応</p>
	平成 18 年度までの実績と取り組み効果	
	<p>自治基本条例とともに、平成 18 年 4 月に市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例を施行した。また、市民会議、審議会等の会議の公開の現況調査を行うとともに、職員を対象とした庁内説明会を開催した後、平成 18 年度から制度の運用を開始し、市のホームページ等で会議の開催状況が事前公表され、さらに会議の終了後には、公開となった会議の会議要録も公表された。平成 18 年度は、42 の会議で延べ 446 回の会議が開催された。</p>	

改善項目	(3) 情報セキュリティマネジメントの整備と運用 (企画部情報推進室)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	市が保有する市民の個人情報を始めとした情報を適切に管理するため、情報セキュリティマネジメントシステムの運用を行う。運用にあたっては対象部署の拡大、運用状況の評価と見直し、精度の向上など、さらなる継続的な改善を行うこととする。 また、計画的な職員研修を実施し、情報を適正に管理する体制の整備を図る。	平成 16 年度から整備・運用
平成 18 年度までの実績と取り組み効果		
<p>情報セキュリティマネジメントシステムの対象部署の拡大を図り、平成 17 年 1 月に情報推進室及び市民部の計 6 課の業務に関して認証範囲の拡大を行った。情報セキュリティマネジメントシステムの運用と定期的な評価(内部監査・外部の審査)と見直し、改善に取り組んでいる。また、平成 17 年度は総務部政策法務課及び同管財課に適用部署の拡大を図った。</p> <p>平成 18 年度は、平成 17 年 10 月に国際規格である ISO/IEC 27001 が発行したことから、この新規格への対応を行った。今後は、ISMS の適切な運用とさらなる継続的な改善に努めるとともに、運用を支える職員研修の計画的な実施に取り組む。</p>		

体系9 活動結果の分析から次のステップへ

改善項目	(2) ISO14001 の取得 (生活環境部環境対策課)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	「環境センター」については、平成 16 年 4 月にコンサルタントとの委託契約を締結し、現在、ISO14001 のマニュアル等の作成を終え、9 月から環境マネジメントシステムの運用を開始している。平成 16 年 12 月と平成 17 年 1 月に認証審査機関の審査を受けて、平成 17 年 2 月に認証を取得した。 この認証を受けて、平成 17 年度から、適用範囲の全庁的拡大に向けて準備を開始する。	平成 16 年度までに、環境センターの認証取得 平成 17 年度から環境センターでの運用等 平成 17 年度までに、本庁などの認証取得準備 平成 18 年度までに、本庁などの認証取得 平成 19 年度から本庁などの運用、公共施設対象の簡易版システムの検討
平成 18 年度までの実績と取り組み効果		
<p>本庁等(市民センター及び教育センター)を適用範囲として、平成 17 年度は環境マネジメントシステムの構築を行った。また、職員研修、全庁での環境影響評価を実施し、環境目的・目標・実施計画の策定を行った。平成 18 年 4 月より運用を開始し、外部審査を経て、12 月 15 日に認証取得をした。平成 16 年度に認証取得した環境センターは、平成 18 年 1 月の 2 回目の定期審査により、認証を継続している。</p>		